

株 主 各 位

東京都中央区日本橋二丁目16番11号
JALCOホールディングス株式会社
代表取締役社長 田 辺 順 一

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2018年12月25日（火曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2018年12月26日（水曜日）午前10時00分
2. 場 所 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー4階
ベルサール東京日本橋 Room G
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
決 議 事 項
 - 第1号議案 第三者割当による新株式の発行承認の件
 - 第2号議案 第三者割当によるJALCOホールディングス株式会社第3回新株予約権の発行承認の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.jalco-hd.com/>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 第三者割当による新株式の発行承認の件

当社臨時取締役会が2018年11月13日に（別紙1）発行要項の内容で決議いたしました第三者割当による新株式（以下、本株式といいます。）の発行につきましては、東京証券取引所の定める「企業行動規範に関する規則」で希薄化率が25%以上となる第三者割当については、（1）経営陣から一定程度独立した者（第三者委員会、社外取締役、社外監査役等）による第三者割当の必要性及び相当性に関する意見の入手、又は（2）株主総会の決議など（勧告的決議を含む）の株主の意思確認、のいずれかの対応が求められております。今回の大幅な希薄化は本第三者割当に係る臨時取締役会決議前における発行済株式総数に係る議決権の数に対し139.13%となり、上記に該当するため、当社といたしましては、株主様に本株式の発行をご承認いただくことを発行の条件として臨時取締役会において決議いたしました。

以上のことから本株式の発行につきご承認をお願いするものであります。

1. 募集の概要

本株式の募集の概要

① 払込期日	2019年1月8日
② 発行新株式数	普通株式 25,185,186株
③ 発行価額	1株につき135円
④ 調達資金の額	3,400,000,110円 差引発行諸費用の概算額を差し引いた手取り概算額については、（別紙3）第1号議案及び第2号議案に関する共通事項（3）調達する資金の額、使途及び支出予定時期をご参照下さい。
⑤ 資本組入額	1株当たり67.5円
⑥ 資本組入額の総額	1,700,000,055円
⑦ 資本準備金の増加額	1,700,000,055円
⑧ 募集又は割当方法	第三者割当の方法により、以下のとおり割当てます。 カタリスト株式会社 17,777,778株 須田忠雄 7,407,408株
⑨ その他	上記各号については、2018年12月26日開催予定の当社臨時株主総会において、本第三者割当による大規模希薄化が承認されること並びに金融商品取引法による届出の効力が発生することを条件とします。

（注）本株式の発行要項を別紙にて添付しております。

2. 発行条件等の合理性

（1）本株式の払込金額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、割当予定先であるカタリスト株式会社（以下、「カタリスト」といいます。）、須田忠雄氏との間で、本第三者割当により発行する新株式の払込金額について協議を重ねた結果、払込金額を1株当たり135円に決定いたしました。

新株式の払込金額の公正性の検討にあたっては、当社及び割当予定先であるカタリスト及び

須田忠雄氏から独立した第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（住所：東京都千代田区永田町 1 丁目 11 番 28 号、代表者：代表取締役 能勢元）より、株式価値算定書を入手しております。東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社は、当社普通株式 1 株当たりの株式価値について、市場株価法、類似会社比較法、DCF 法の 3 つの算定手法それぞれの株式価値を算定することで、当社の株式価値の範囲を算出しております。

市場株価法では、2018 年11 月15 日を基準日として、株式会社東京証券取引所JASDAQ 市場における当社普通株式の基準日終値、基準日から 1 週間遡った期間の平均株価、基準日から 1 ヶ月遡った期間の平均株価、基準日から 3 ヶ月遡った期間の終値の平均株価、基準日から 6 ヶ月遡った期間の平均株価に基づき、159 円～205 円と算定しております。

類似会社比較法では、2018年11月15日を基準日として、EV/EBITDA倍率及びPBR倍率により126円～209円と算定しております。

DCF 法につきましては、当社が提供した事業計画（注：当社が算定機関に提供した事業計画は、2018 年 5 月 11 日付「中期経営計画の進捗と今後の計画、新規事業を含めた今後の事業の方向性のお知らせ」と同じ数値の事業計画であります。）に基づき、2018 年 9 月 30 日を基準日として、当社普通株式 1 株当たりの株式価値を123 円と算定しており、この合理的範囲として、111 円～135 円と算定しております。同報告書では、これらの 3 つの算定方法により、当社の株式価値を111 円～209 円と算定しており、本新株式の発行価額135 円はこの範囲内となっております。なお、当社は2018 年11 月 2 日付「営業外費用の発生及び業績予想の修正（上方）のお知らせ」を公表しておりますが、修正の要因が主に貸金事業において新規顧客並びに既存顧客からの一時的な短期の貸付案件が増加したことによるものですが当社としてはこれを一過性のものと捉えており、今後の事業計画に影響するものではないと判断しております。また、当社の株価算定への影響について、算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社に確認したところ、当社の2019 年 3 月期の通期業績の予想は、当社の第 3 四半期以降の業績に対する増減要因が不明確であることから従来予想のままとしていること、当社の2020 年 3 月期以降の事業計画についても、当社の方針に変更はなく、目標数値の修正は発生していないことから、DCF 法で採用した事業計画を使用したことによる株価算定への影響はないと判断している旨、口頭にて確認をしております。

当社は、取締役会において、当該発行価額による本第三者割当の実行について審議を行い、当社グループが、本第三者割当を実行する必要性について、

- ・当社の銀行等金融機関からの負債を圧縮し、支払利息を低減することで財務基盤が強化され、対外的信用力の改善が見込めること
- ・既存事業である不動産賃貸事業及び貸金事業のパチンコホール企業以外の事業会社への事業拡大、新たな事業への投資による新たな収益の獲得に貢献できること
- ・本第三者割当は、当社グループの中期計画である2020 年 3 月期における売上高1,750 百万円、営業利益1,250 百万円、経常利益1,000 百万円の達成を目指すための中長期的な観点からは、早期に当社グループの負債を圧縮及び資金力の確保することで、既存事業の収益拡大並びにパチンコホール企業以外への事業の横展開、さらには新たな事業への投資によって新たな収益を獲得するために必要であり、本第三者割当が当社グループの企業価値及び既存株主価値の向上に資すると考えられること
- ・当該発行価額は、2018年 9 月末の 1 株当たり連結純資産82円22銭の約1.64倍であり相応のレベルであると考えられること

などの理由から、当社取締役会では、これらの状況を総合的に勘案して、発行価格について審議を行ったところ、須田忠雄氏から、当社グループの株価水準が、当社グループの財務状況や中期経営計画における利益水準から鑑みると高く感じており、既存株主の高い期待感が反映されている恐れがあることから、市場株価を基準とするのではなく、第三者が客観的に算定した当社株価を基準として協議したいとの強い要望を受けて、当社としましても市場株価以外に当社グループのキャッシュ・フローを考慮した株価の提示は必要であると判断し、第三者算定機関に当社の株価算定を依頼いたしました。

その後、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社から提出を受けた株式価値算定書を参考に、割当予定先であるカタリスト及び須田忠雄氏との協議した結果、須田忠雄氏が将来獲得される利益に着目しているため、当社グループの事業計画を基にDCF法により算定された株価111円～135円のレンジ内で発行価額にしたいとの申し入れがあり、当社としましては、できるだけ市場株価に近い発行価額にしたいことから、DCF法により算定された株価の上限である135円を 須田忠雄氏に申し入れた結果、前記の算定価格の範囲である 1 株当たり135円に決定いたしました。

なお、本新株式の割当予定先には、当社代表取締役社長である田辺順一氏が一人株主であり代表取締役を務めるカタリストが含まれておりますが、株主平等の原則に則り、株主の権利内容を限定しない普通株式に対しては、同時期に発行する普通株式に対する発行価額が異なった場合には、その価格差の合理的な根拠が必要になるものと考えておりますが、本新株式については、同時期に同じ当社普通株式を同様の目的で発行するものであり、普通株式の権利内容も同一であるため、価格差を付ける理由が見当たらず、そのため、本新株式の発行価額は同一にならざるを得ないことから、他の割当予定先と同じ発行価額とすることは不可避であると判断いたしました。

当該発行価額は、本件第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前営業日である2018 年 11 月15日の当社普通株式の終値159 円から15.09%のディスカウント、当該直近営業日までの1 か月間の終値平均である173 円から21.97%のディスカウント、当該直近営業日までの3 か月間の終値平均である205 円から34.15%のディスカウント、当該直近営業日までの6 か月間の終値平均である184 円から26.63%のディスカウントとなっております。

上記発行価額は、日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22 年4 月1 日付）に照らせば、本新株式の発行価額は、会社法第 199 条第 3 項に定める特に有利な金額による発行に該当する恐れがあることから、既存株主の皆様のご意思を確認するためにも、当社は2018年12 月26 日に開催予定の臨時株主総会において、株主の皆様からの特別決議による承認をいただけることを条件に、1 株当たりの払込金額を135 円として、本第三者割当を行うことといたしました。

なお、田辺順一は、割当予定先の一つであるカタリストの一人株主であり、本新株式の発行について特別の利害関係を有するため、当取締役会決議には参加しておりません。

（２）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の発行により増加する株式数及び第2号議案で付議します新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ25,185,186株及び58,552,500 株の合計83,737,686 株（議決権数は837,376 個）となり、2018 年11 月15 日現在の発行済株式総数60,195,732 株（議決権数601,883 個）に対して、合計139.11%（議決権比率139.13%）の希薄化が生じます。したがって、希薄化率が25%以上となることが見込まれることから、東京証券取引所の有価証券上場規程第 432 条に基づき、独立した第三者からの意見の入手または株主の意思確認のいずれかの手続きを要することとなりますが、当社は本第三者割当の妥当性について、株主の意思確認を実施することとし、2018 年12 月26 日開催予定の臨時株主総会に付議することとしております。また、本株式の発行及び本新株予約権全てが行使された場合の最大交付株式数83,737,686 株を行使期間である3 年間（245 日／年営業日で計算）で売却とした場合の1 日当たりの数量は113,928 株となり、当社株式の過去6 か月間における1 日当たりの平均出来高1,539,421 株の7.40%であり、割当予定先の保有方針は掲掲いたしました通り、株価や市場動向により売却する可能性があります。

しかしながら、当社は、本第三者割当によって、当社グループの事業拡大を推進していくことが、早期に収益を拡大するための最良の選択であるとともに、中長期的に安定した経営基盤を構築することにつながり、ひいては当社グループの企業価値向上及び既存株主の株式価値向上につながるものと考えております。従いまして、本新株式及び本新株予約権による発行数量及び希薄化の規模は、合理的であると判断しています。

JALCOホールディングス株式会社
募集株式の発行要項

- | | | |
|-------------------------|---|------------------|
| 1. 募集株式の種類 | 当社普通株式 | 25,185,186株 |
| 2. 払込金額 | 1株につき | 135円 |
| 3. 払込金額の総額 | | 3,400,000,110円 |
| 4. 増加する資本金及び
資本準備金の額 | 資本金 | 金 1,700,000,055円 |
| | 資本準備金 | 金 1,700,000,055円 |
| 5. 申込日 | 2019年1月8日 | |
| 6. 払込期日 | 2019年1月8日 | |
| 7. 募集又は割当方法 | 第三者割当による | |
| 8. 割当先及び割当株式数 | カタリスト株式会社 | 17,777,778株 |
| | 須田忠雄 | 7,407,408株 |
| 9. 払込取扱場所 | 株式会社三井住友銀行 田園調布支店 | |
| 10. その他 | ① 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |
| | ② その他第三者割当による株式の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。 | |

第2号議案 第三者割当によるJALCOホールディングス株式会社第3回新株予約権の発行承認の件

当社臨時取締役会が2018年11月16日に（別紙2）発行要項の内容で決議いたしました第三者割当による新株予約権（以下、本新株予約権といいます。）の発行につきましては、東京証券取引所の定める「企業行動規範に関する規則」で希薄化率が25%以上となる第三者割当については、（1）経営陣から一定程度独立した者（第三者委員会、社外取締役、社外監査役等）による第三者割当の必要性及び相当性に関する意見の入手、又は（2）株主総会の決議など（勧告的決議を含む）の株主の意思確認、のいずれかの対応が求められております。今回の大幅な希薄化は本第三者割当に係る臨時取締役会決議前における発行済株式総数に係る議決権の数に対し139.13%となり、上記に該当するため、当社といたしましては、株主様に本新株予約権をご承認いただくことを発行の条件として臨時取締役会において決議いたしました。

1. 募集の概要

（1）本新株予約権の概要

① 割当日	2019年1月8日
② 新株予約権の総数	585,525個（1個につき100株）
③ 発行価額	1個につき161円（1株につき1.61円）
④ 当該発行による潜在株式数	58,552,500株
⑤ 資金調達の額	9,404,117,025円 （内訳） ・新株予約権発行分 94,269,525円 ・新株予約権行使分 9,309,847,500円 差引発行諸費用の概算額を差し引いた手取り概算額については、（別紙3）第1号議案及び第2号議案に関する共通事項（3）調達する資金の額、使途及び支出予定時期をご参照下さい。
⑥ 行使価額	1株につき159円（臨時取締役会決議日前日の終値）

⑦ 割当方法 (割当予定先)	第三者割当	
	第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。	
	田辺順一	163,522個
	株式会社悠晴	125,786個
	須田忠雄	125,786個
	幅田昌伸	31,446個
	瀧澤泰三	31,446個
	Brillance Hedge Fund Limited	28,301個
	金恵	21,383個
	Brillance Target Fund Limited	15,723個
	AK capital株式会社	15,723個
	栗原寿生	6,289個
	松島正道	6,289個
	岩見哲也	6,289個
	吉岡勉	1,886個
	露木琢磨	1,257個
	小島一郎	1,257個
	山岸和仁	1,257個
	石黒雅芳	1,257個
	清水修	628個

⑧ その他	①譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。 ②買取請求権 20 日以上連続する取引日において、東京証券取引所 JASDAQ 市場における当社普通株式の普通取引の終値が、いずれも行使価額の200%以上であった場合、当社は、当該20 日目の取引日から10 営業日以内に新株予約権者に対して通知することにより、当該取引日から30 営業日が経過する日をもって、取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を、本新株予約権の発行価額相当額で取得することができます。 ③買戻請求権 本新株予約権者は、 ・本新株予約権の割当日以降、発行から2年6か月経過した場合 ・当社が東京証券取引所より監理銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合 ・20日以上連続する取引日において、東京証券取引所 JASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値が、いずれも行使価額を下回った場合 のいずれかに該当した場合において、いつでも、当社に対して当該新株予約権の取得希望日から5取引日前までに事前通知を行い、その保有する本新株予約権の全部又は一部を、本新株予約権の発行価額相当額で取得することを請求する権利を有しております。 ④その他 上記各号については、2018年12月26日開催予定の当社臨時株主総会において、本第三者割当による大規模希薄化が承認されること並びに金融商品取引法による届出の効力が発生することを条件とします。その他詳細については、末尾添付の発行要項をご参照ください。
--------------	--

(注) 資金調達額は、新株予約権の発行価額の総額 (94,269,525 円) に、全ての新株予約権が行使されたと仮定した場合に行使に際して払い込むべき金額の総額 (9,309,847,500 円) を合算した金額となります。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合、上記金額は減少します。

(2) 本新株予約権の特徴について

本新株予約権の内容は、新株予約権の行使価額と対象株式数を固定することにより、既存株主の皆様の株式価値の希薄化の抑制と、機動的な資金調達促進が図られるように定められており、以下の特徴があります。

① 行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性及び既存株主への配慮等の点で懸念が示される価格修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されております。発行当初から行使価額は159円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。

また、本新株予約権の対象株式数も発行当初から発行要項に示される株式数で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数変動することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

② 買取請求権（取得条項）

本新株予約権には、東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して本新株予約権の行使価額の200%以上であった場合、一定の手続を経て、当社は本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されています。かかる取得条項により当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、一定の条件が満たされた場合（20日以上連続する取引日において、当社普通株式の普通取引の終値が、いずれも行使価額の200%以上であった場合）には、当社の判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

なお、本新株予約権に買取請求権（取得条項）を設定することは、当社の資本政策の柔軟性を確保しておく観点からも、割当予定先の行使促進を促すという観点からも、当社にとっては有利であります。

なお、行使促進の基準となる本新株予約権の行使価額200%の条件を設定した理由につきましては、割当予定先と取得条項の条件となる当社の株価水準について協議したところ、当社の現在の株価水準は、2016年3月期の連結業績において13期ぶりの黒字化を達成して以降、2018年3月期まで3期連続で営業利益、経常利益、純利益において利益を計上し、2019年3月期連結業績予想も黒字を見込んでおります。

そのため、当社グループの業績が反映され、さらなる上昇局面になった場合を考慮し、割当予定先との協議によって行使価額の2倍となる200%といたしました。本新株予約権に買取請求権（取得条項）を設定しておくことは、当社の資本政策の柔軟性を確保し、割当予定先の行使促進を促すという効果を確保することは、当社にとっては有利であるということから必要であると考えております。

③ 買戻請求権（プット・オプション）

本新株予約権は、当社の収益が計画通りに遂行せずに株価が低迷した場合におけるリスク・ヘッジとして、各割当予定先からの要望により、一定の条件を満たした場合には、割当予定先が当社に対して本新株予約権の発行価額相当額で買い取りの請求を行える買戻請求権が付されています。

具体的には、

- ・本新株予約権の割当日以降、発行から2年6か月経過した場合
- ・当社が東京証券取引所より監理銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合
- ・20日以上連続する取引日において、東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値が、いずれも行使価額を下回った場合

のいずれかに該当した場合において、いつでも、当社に対して本新株予約権の買戻し希望日から5取引日前までに事前通知を行い、その保有する本新株予約権の全部又は一部を、本新株予約権の発行価額相当額で取得することを請求する権利を有しております。

買戻請求権が行使された場合において、当社は、買戻請求された本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で買い取る義務を負い、かかる買い取りによる当社の財務状況への悪影響が生じる可能性があります。

④ 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当ての方法により発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当先から第三者へは譲渡されません。

2. 発行条件等の合理性

(1) 本新株予約権の払込金額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本新株予約権の発行価額の公正価値の算定には、他の上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（住所：東京都千代田区永田町一丁目11番28号、代表者：代表取締役 能勢 元）に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

また、当該機関の公正価値の算定については、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、当社普通株式の株価変動性（ボラティリティ）、本新株予約権の発行要項および各割当予定先との間で締結する予定の総数引受契約に定められた諸条件を考慮し、ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針でも参照されている離散型時間モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用しております。

なお、当該機関による算定の条件として、基準となる当社株価159円（2018年11月15日の終値）、権利行使価額159円、ボラティリティ37.62%（2015年8月から2018年10月の月次株価を利用し年率換算して算出）、権利行使期間3年、リスクフリーレート0.118%（評価基準日における中期国債レート）、配当率0%、当社による取得条項、割当予定先による買戻請求権（プット・オプション）、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し、本新株予約権1個につき161円との結果を得ております。

本新株予約権の行使価額については、本第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値と同額である159円といたしました。行使価額の決定に際し、取締役会決議日の直前営業日の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の終値を基準値として算定しましたのは、当社としましては、直前営業日の株価終値が当社の株式価値を反映しているものと判断したことによります。

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる各条件について記載いたします。

- i. 割当予定先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提として、行使期間最終日（2022年1月7日）に時価が行使価額以上である場合には残存する本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。行使期間中においては、最小二乗法を組み合わせたモンテカルロ・シミュレーションに基づき行使タイミングを計算しております。具体的には、新株予約権を行使した場合の行使価値と、継続して保有した場合の継続価値を比較し、継続価値よりも行使価値が高いと判断された時に割当予定先が新株予約権を行使することを仮定しております。また、割当予定先が残存する本新株予約権を取得請求することを想定しております。具体的には本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して行使価額を下回った場合、残存する本新株予約権を行使せずに取得請求するものと仮定しております。
- ii. 取得条項があることは、割当予定先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにも関わらず発行体の任意による新株予約権の取得およびその消却が行われる可能性があることから、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。よって、取得条項があることは本新株予約権の価値を減価する要因の一つとなります。当社の取得条項の発動前提は、本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して本新株予約権の行使価額の200%以上であった場合に発動することとしております。なお、取得条項が発動された場合、割当予定先がすべての本新株予約権を行使するものとしております。

- iii. 株価の希薄化については、時価よりも低い行使価額で新株式を発行することによる、1株当たり株式価値の希薄化の影響を下記の算定式により考慮しております。
- $$\text{行使後の株価} = (\text{行使時株価} \times \text{発行済株式総数} + \text{行使価額} \times \text{行使による発行株式数}) / (\text{発行済株式総数} + \text{行使による発行株式数})$$

- iv. 株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1営業日あたり10,160株（最近1年間の日次売買高の中央値である101,600株の10%）ずつ売却することができる前提を置いております。日次売買高の10%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の100%ルール（自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の100%を上限とする規制）を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である100%のうち平均してその10%～20%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価額への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから、日次売買高の10%という数値を採用しており、このような前提は妥当であると考えております。また、行使期間中に行使されなかった新株予約権は行使期間最終日（2022年1月7日）にブロックトレードが行われるものと仮定し、ブロックトレードによる株式処分コストを加味しております。株式処分コストについては、過去における公募・売上の発行事例から算出した合理的と見積もられる一定の水準を想定し評価を実施しております。
- v. その上で、当社は本新株予約権の公正価値（1個当り161円）と本新株予約権の払込金額（1個当り161円）を比較し、本新株予約権の払込金額が本新株予約権の公正価値と同額の払込金額となっていることから、本新株予約権の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

また、当社監査役3名のうち、本新株予約権の割当予定先である露木琢磨氏を除いた当社監査役2名（全員社外監査役）は、本新株予約権に係る届出書及び適時開示資料支援の業務委託を行っている先である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社に対し、第三者機関としての本新株予約権の価格算定の業務委託を行っていますが、この点を踏まえても、当社経営陣から一定程度独立していることと認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、並びに、算定にあたっては、行使価額、当社の株価、ボラティリティ、権利行使期間、取得条項等の前提条件が考慮されており、本新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法により価額算定が行われている同社作成の新株予約権算定報告書において報告された本新株予約権の公正価値評価額と同額の払込金額とされていることから、本新株予約権の発行は有利発行には該当せず、適法である旨の意見を表明しております。そして、当社取締役会においては、監査役2名から上記意見表明についての説明を受け、本新株予約権については有利発行ではない前提で、本新株予約権の募集事項の決定（会社法第238条、同法第240条）に関する取締役会決議については、取締役全員により決議をした上で、当社取締役との総数引受契約締結に関する取締役会決議（会社法第244条第3項）につきましては、各取締役が特別利害関係を有するため、下記のとおり、総数引受契約を締結する取締役以外の取締役2名で決議を行う方法により、3回に分けて決議を行っております。

- ① 田辺順一氏以外の取締役2名で、田辺順一氏を引受人とする本新株予約権の総数引受契約締結の決議
- ② 山岸和仁氏以外の取締役2名で、山岸和仁氏を引受人とする本新株予約権の総数引受契約締結の決議
- ③ 吉岡勉氏以外の取締役2名で、吉岡勉氏を引受人とする本新株予約権の総数引受契約締結の決議

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

第1号議案で付議します本新株式の発行により増加する株式数及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ25,185,186株及び58,552,500株の合計83,737,686株（議決権数は837,376個）となり、2018年11月15日現在の発行済株式総数60,195,732株（議決権数601,883個）に対して、合計139.11%（議決権比率139.13%）の希薄化が生じます。したがって、希薄化率が25%以上となることが見込まれることから、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に基づき、独立した第三者からの意見の入手または株主の意思確認のいずれかの手続きを要することとなりますが、当社は本第三者割当の妥当性について、株主の意思確認を実施することとし、2018年12月26日開催予定の臨時株主総会に付議することとしております。また、本株式の発行及び本新株予約権全てが行使された場合の最大交付株式数83,737,686株を行使期間である3年間（245日／年営業日で計算）で売却するとした場合の1日当たりの数量は113,928株となり、当社株式の過去6ヵ月間における1日当たりの平均出来高1,539,421株の7.40%であり、割当予定先の保有方針は別掲いたしました通り、株価や市場動向により売却する可能性があります。

しかしながら、当社は、本第三者割当によって、当社グループの事業拡大を推進していくことが、早期に収益を拡大するための最良の選択であるとともに、中長期的に安定した経営基盤を構築することにつながり、ひいては当社グループの企業価値向上及び既存株主の株式価値向上につながるものと考えております。従いまして、本新株式及び本新株予約権による発行数量及び希薄化の規模は、合理的であると判断しています。

JALCOホールディングス株式会社
第3回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 JALCOホールディングス株式会社第3回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金94,269,525円
3. 申込期日 2019年1月8日
4. 割当日及び払込期日 2019年1月8日
5. 募集の方法及び割当先
第三者割当の方法により、以下の個数をそれぞれに割り当てる。
田辺順一 163,522個、須田忠雄 125,786個、株式会社悠晴 125,786個、幅田昌伸 31,446個、瀧澤泰三 31,446個、Brillance Hedge Fund Limited 28,301個、金恵 21,383個、Brillance Target Fund Limited 15,723個、AK Capital株式会社 15,723個、栗原寿生 6,289個、松島正道 6,289個、岩見哲也 6,289個、吉岡勉 1,886個、露木琢磨 1,257個、小島一郎 1,257個、山岸和仁 1,257個、石黒雅芳1,257個、清水修 628個
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は58,552,500株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、本項第(2)号および第(3)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第10項の規定に従って行使価額（第9項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 585,525個
8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権1個につき金161円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、金159円とする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & \text{既発行普通} & + & \text{割当} \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} & & \text{株式数} & & \text{株式数} \\ & & & & & & \times \quad 1 \text{株当たり} \\ & & & & & & \text{払込金額} \\ & & & & & & \hline & & & & & & 1 \text{株当たりの時価} \\ & & & & \text{既発行普通株式数} & + & \text{割当株式数} \end{array}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ②株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位

を切り捨てるものとする。

- ②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てるものとする。
- ③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

2019年1月8日から2022年1月7日までとする。但し、第13項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (2) 各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の取得事由

当社は、本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して当該各取引日における行使価額の200%以上であった場合、当社は、当該20日目の取引日から10営業日以内に新株予約権者に対して通知することにより、当該取引日から30営業日が経過する日をもって、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を、本新株予約権の発行価額相当額で取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。

14. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編成行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予

約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1 個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1 株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1 円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権に係る行使可能期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得、組織再編成行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

第11項ないし第14項、第16項及び第17項に準じて、組織再編成行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

15. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17 条第1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2 分の1 の金額とし（計算の結果1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（「振替法」という。）第131 条第3 項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第11 項に定める行使期間中に第20 項記載の行使請求受付場所に提出しかつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて第21 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。

(2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に係る出資金総額が指定口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生する。

19. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第130 条第1 項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

- 20. 行使請求受付場所
JALCOホールディングス株式会社 管理本部
- 21. 払込取扱場所
株式会社三井住友銀行 田園調布支店
- 22. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個当たりの払込金額を161円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第9項記載のとおりとし、行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の前日（2018年11月15日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値に基づき決定した金額とした。
- 23. その他
 - (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

第1号議案及び第2号議案に関する共通事項

募集の目的及び理由

(1) 募集の目的

当社グループは、2012年9月に電子機器用部品事業の事業譲渡を完了し、現在はパチンコホールを主たるお客様として、不動産の賃貸、ファイナンス（貸金）などを行うアミューズメント事業に経営資源を集中しております。

2018年3月期の連結業績数値は、貸出金利息等が前年同期比20.6%減少しましたが、不動産賃貸収入が前年同期比62.0%増加したこと及び優良パチンコホール企業とのM&Aアドバイザリー契約に伴う着手金を計上したことなどにより、売上高は合計で前年同期比32.2%増となり、積極的な賃貸不動産需要が当社グループの業績を後押ししました。

不動産投資案件の増加に伴い、売上原価は前年同期比で109.4%増、販売費及び一般管理費が同18.7%増となりました。売上原価については、賃貸用不動産の投資残高の増加に伴い減価償却費が増加したこと、販売費及び一般管理費については、売上原価と同様に、不動産投資に伴って発生する初期投資に係る費用（不動産鑑定評価費用、エンジニアリングレポート作成費用、信託管理口座設定費用等）が増加したことにより前連結会計年度の営業利益は165百万円、前年同期比で43.6%の増加となりました。

このように前事業年度も増収増益を達成しており、今後も黒字基調で推移することを見込んでおりますが、一方で、当社グループの事業は、不動産賃貸事業、貸金事業が主力事業であることから、事業の特性上、持続的な成長を行うためには予め所要資金を準備できていることが必要となります。

(事業別運用資産残高の推移)

(単位：百万円)

	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期 第2四半期
不動産賃貸事業	3,113	5,168	13,083	13,174
貸金事業	2,247	2,415	2,290	5,118
その他	—	—	21	—
合計	5,361	7,584	15,394	18,292

下表のとおり、当社グループは2016年3月期決算に13期ぶりの黒字化の実現以降、2017年3月期、2018年3月期と継続して黒字基調で推移しております。これは、パチンコホール業界では、ここ数年、中小規模チェーンを主とする所有不動産の資金化ニーズと大手チェーンを主とする新規出店ニーズが同時並行で恒常的に存在しているため、賃貸不動産への需要が高まっており、好採算が見込まれる不動産賃貸業に主に注力し、拡大に取り組んだことによるものです。

不動産賃貸事業売上高は、2016年3月期228百万円、2017年3月期242百万円、2018年3月期393百万円と順調に成長し、大きく当社グループの利益に貢献しております。このため、不動産賃貸業の成長を加速させることが、収益拡大に大きく寄与し、ひいては企業価値及び株主の株式価値に貢献するものと考えております。

(事業別売上高及び親会社株主に帰属する当期純利益の推移)

(単位：百万円)

	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期 第2四半期
不動産賃貸事業における売上高	228	242	393	350
貸金事業における売上高	184	174	138	181
遊技機レンタル事業における売上高	153	—	—	—
その他における売上高	1	1	20	1
事業別売上高の合計	567	418	552	532
親会社株主に帰属する当期純利益	113	154	409	143

(注) 2018年3月期における親会社株主に帰属する当期純利益には、賃貸用不動産の売却による固定資産売却益の特別利益527百万円が含まれております。

さらに「貸金事業」においては、2018年3月期においては、前連結会計年度との比較において上表のとおり、継続して減収となりましたが、事業方針を進化させることで更なる事業拡大を見込んでおります。これまでは設定した目標利回り15%（税前利益÷株主資本）を重視し、主にパチンコホールへの事業融資を行ってきました。今後はパチンコホールに限らず、融資先に対する企業価値を精査したうえで幅広く事業会社を対象に貸出を行い、これまでの目標利益である15%を下回ることとなっても将来的な事業面でのシナジーが見込める先に幅広く貸出を行うことで、貸出残高を拡大してまいります。

併せて、当社グループの収益機会を「貸金事業」だけではなく、2018年3月28日付「新たな事業の開始に関するお知らせ」にて開示させて頂いたとおり、コンサルティング業務、M&A関連事業にも広げることにより事業方針を進化させてまいります。

具体的には、当社グループの事業領域の成長に向けた新たな取り組みとして、当社ではアミューズメント関連企業の潜在的なニーズとして組織再編に関する助言、M&Aの仲介に関する需要があるものと捉えており、当社の貸金事業を通じて獲得したアミューズメント関連企業に対して、財務コンサルティング業務を展開し、企業価値向上のための助言を行うとともに、必要に応じて組織再編に関する助言、M&Aの仲介を行ってまいります。

また当社グループとしては、将来的にはアミューズメント関連企業を中心とした事業ドメインの他、アミューズメント関連企業との取引において培った信用調査及び財務管理や、顧客の資産の売却、土地の再利用、遊休不動産の売却といった資産リストラにより経営の効率化を図ってきたノウハウをいかして、他の事業会社への既存事業である不動産賃貸事業、貸金事業及び当社グループが2019年3月期から開始したコンサルティング業務、M&A関連事業の展開も企図しております。

このように、当社グループが、「不動産賃貸事業」「貸金事業」といった既存事業の一段の事業拡大、収益拡大を推し進める理由としましては、当社グループの主たる顧客であるパチンコホールは「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（以下、「風営法」といいます。）に定める基準に従って営業することが義務付けられており、パチンコホールが店内の設備投資を行う場合、風営法に基づいて、予め各都道府県公安委員会に届出書を提出して、承認を受ける必要があります。

また、風営法以外にも、「各都道府県条例」による規制を受けるとともに、過度な射幸性を抑制する目的等から、パチンコホールに対して業界団体が自主規制を行うことがあります。

このような法的規制や新たな自主規制の実施により、パチンコホールの営業に制限が課せら

れた場合、あるいはパチンコホールの設備投資動向が急激に変化した場合、当社グループの業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

そのため、当社グループが保有する不動産賃貸事業で培ってきた顧客の資産の売却や土地の再利用、遊休不動産の売却といった資産リストラにおける経営の効率化を図ってきたノウハウを生かし、既存パチンコホール企業外の事業会社に対して横展開していくことで、当社グループの顧客がパチンコホール業界に依存している収益構造から脱却し、不動産賃貸事業や貸金事業の既存事業の収益基盤の再構築を行うこと、及び、既存の不動産賃貸事業において高収入物件の案件を獲得するための資金力の確保することを早急に行う必要があります。

このような観点から、今回、資金調達の方法として、資金使途の性質や、当社の財務体質の安定性を確保する必要性から、間接金融ではなく、直接金融による資金調達の早期実現が必要不可欠であると判断いたしました。

さらには、今回の資金調達を行うことによって、手元資金の充実だけではなく、有利子負債の圧縮によって財務状況の安定化と支払利息の低減が見込まれ収益性の改善が図れることや連結純資産の更なる増強が実現できるものと考えております。具体的には、当社の主要な事業は、パチンコホール企業へ土地や建物を賃貸する「不動産賃貸事業」及び「貸金事業」ですが、いずれの事業についても資金力を必要とするものであります。そのため、当社の顧客や取引先は当社グループの財務健全性を常に注視しており、現在の当社グループの有利子負債残高の水準（2018年9月末時点での残高10,600百万円）を鑑みると、借り入れ等による負債性の資金調達には限界があり、不動産取得資金や融資資金を積み増すためには資本による調達を行うとともに、既存の借入金残高を削減することで、当社グループの顧客や取引先に対する信用力の強化が期待できます。

当社といたしましては、本第三者割当による資金調達（以下「本資金調達」といいます。）が、至近で必要となる資金調達と合わせて既存株主の皆様の株式価値の希薄化に配慮しつつ、株式価値向上に資する最良の選択であると確信しております。

(2) 他の資金調達方法との比較及び本資金調達を選択した理由

当社の資金需要につきましては、後記「(3) 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 2. 調達する資金の具体的使途」に記載のとおりであります。資金調達の方法としては、不動産賃貸事業及び貸金事業の事業拡大を目的としており、資金使途の性質や、当社グループの財務体質の安定性を確保する必要性から、間接金融ではなく、直接金融での資金調達を行うことといたしました。

一般に事業資金を調達するには、金融機関からの借入れや社債等による有利子負債による間接金融と株式等の発行による直接金融での調達が考えられます。しかしながら、当社の連結純資産4,949百万円に対して金融機関等からの借入額は10,693百万円であることから、現状で新規の借入れや新たな社債の発行について実施することは困難であると判断いたしました。

また、有利子負債圧縮やその金利負担圧縮に努めてきたことから、新規の借入れや新たな社債の発行は選択肢とはなりません。

そのため、当社としましては、直接金融による株主資本の増強を図ることを軸に調達方法の検討をいたしました。直接金融による調達方法としては、一般に株主割当、公募、第三者割当によるものがあります。株主割当としては全ての株主に対するライツイシュー等がありますが、当社の事業計画や財務改善計画がなお推進途上にある中で、全ての株主や新株予約権者から追加的な資金を調達することは容易ではないことから合理的ではないと判断いたしました。

また、直接金融による資金調達の代表的な方法として公募増資という方法もありますが、調達に要する時間が第三者割当による新株式及び新株予約権の発行と比較し多大にかかることや、必要資金の調達規模と現在の当社の経営成績、株価動向、株式流動性等から引受証券会社を見つけることは困難であることから、現時点における資金調達方法としては合理的ではないと判断いたしました。

本新株式と本新株予約権の発行を組み合わせた今回の資金調達スキームは、当社といたしましても、本新株式の発行により、財務体質の強化を図り、事業成長のための一定額を迅速にかつ確実に調達することができるとともに、本新株予約権の発行により割当予定先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものと考えております。加えて、必ずしも本新株予約権は一度に大量の新株式を発行するものではないため、当社および当社既存の株主にとっても、資金調達を全て新株式により調達する場合と比べて、権利行使が完了するまでには一定程度の期間を要することが想定されるため、既存株式の希薄化が段階的に進む点において、既存株主に対する希薄化は避けられませんが、株式と比べて一定の配慮ができる、と判断して採用いたしました。

なお、当初の計画通りに、本新株予約権の行使による資金調達を行うことができない場合、その時点における当社の事業環境、財務状況に鑑みて、別途の手段による資金調達を実施する可能性があります。当社が別途の手段による資金調達を決定した場合には、速やかに開示・公表いたします。

(3) 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

1. 調達する資金の額

①払込金額の総額	12,804,117,135円
(内訳)	
本新株式の発行	3,400,000,110円
本新株予約権の発行	94,269,525円
本新株予約権の行使	9,309,847,500円
②発行諸費用の概算額	21,600,000円
③差引手取概算額 (①－②)	12,782,517,135円

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株式の発行による調達額である3,400,000,110円、本新株予約権の発行価額の総額94,269,525円、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額9,309,847,500円を加えた額です。

2. 発行諸費用の内訳は、以下のとおりです。なお、発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

- ・登記費用 12,000,000円
- ・弁護士費用3,000,000円
- ・割当予定先予定先等調査費用1,000,000円
- ・新株予約権価格算定費用1,500,000円
- ・株価算定費用 1,500,000円
- ・支援業務費用2,000,000円
- ・印刷、チェック費用600,000円

3. 本新株予約権の行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加または減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合および当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

2. 調達する資金の具体的使途

(i) 前回の資金調達における資金使途

当社が、2017年2月8日付の当社の取締役会にて決議した第三者割当により発行された第2回新株予約権（以下「第2回新株予約権」という。）の発行に係る同日提出の有価証券届出書による調達資金の充当状況等については、以下のとおりです。

(2017年2月8日提出の有価証券届出書による調達資金の充当状況)

第2回新株予約権の資金充当状況

(単位：百万円)

具体的な使途	充当予定額	充当額	支出予定時期
株式会社ジャルコへの貸付金	1,358	1,341	2017年2月～ 2020年2月

(注) 2017年2月24日に払い込まれた第2回新株予約権行使後の使途は、以下のようになっております。

東京都の商業施設：当社から提示した買取価格と相手の価格とで条件が合わず見送りました。

大阪府の商業施設：I R法案が通ったことにより当該施設近辺の価値が上昇し、価格が高騰したため、取得後の利回りを勘案して見送りました。

岡山県のパチンコホール：当初の所有者がオフバランス化を考えて当社へ買取りを打診してきましたが、その後同社にM&Aの提案があり、当該案件が実行されたことで所有者が変わり、新会社においてオフバランス化の必要がなくなったので、案件自体が消滅しました。

結果として、当初予定していた上記案件の取得が行えなかったことから、調達した資金については、以下の新株予約権行使と実資金使途表に記載の不動産取得に充当しております。

新株予約権行使と実資金使途

(単位：百万円)

行使期間	充当額	資金使途	使用金額	外部からの借入	手元資金
2017年5月～ 2017年8月	317	三菱ふそう松江支店不動産取得 新規貸付金の一部に充当	1,434 13	1,130	—
2018年2月	111	三菱ふそう山口支店不動産取得 新規貸付金の一部に充当	1,613 48	1,550	—
2018年5月～ 2018年9月	913	新規貸付金の一部に充当	2,690	1,240	537
合計	1,341		5,798	3,920	537

(注) 1. 上記表の充当額は、第2回新株予約権の行使によって調達した資金の充当額であり、資金使途に充当するため、使用金額の不足額は、外部からの借入及び当社の手元資金から充当しております。

2. 使用金額は、充当額、外部からの借入、当社手元資金の合計金額となります。

(ii) 本資金調達における資金使途

本資金調達で調達する差引手取概算額12,782,517,135円については、①借入金返済資金、②不動産取得資金、③事業会社への短期貸付金にそれぞれ充当する予定であります。本第三者割当による本新株式及び新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途は、以下のとおりです。

<本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途>

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 借入金返済資金	2,228	2019年1月
② 不動産取得資金	1,151	2019年1月～2019年3月
合計	3,379	

(注) 1. 調達した資金は、支出までの期間、当社の取引金融機関の預金口座で保管する予定であります。

2. 今後、当社及び当社グループを取り巻く環境に変化が生じた場合など、その時々状況に応じて、資金の使途又は金額を変更する可能性があります。資金の使途又は金額に変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。

＜本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途＞

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
① 借入金返済資金	1,272	2019年1月～2022年1月
② 不動産取得資金	5,366	2019年1月～2022年1月
② 事業会社への短期貸付金	2,766	2019年1月～2022年1月
合計	9,404	

（注）１．調達した資金は、支出までの期間、当社の取引金融機関の預金口座で保管する予定であります。

- ２．今後、当社及び株式会社ジャルコを取り巻く環境に変化が生じた場合など、その時々
の状況に応じて、資金の使途又は金額を変更する可能性があります。資金の使途又
は金額に変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。

本第三者割当により調達される手取金の使途のより具体的な内容につきましては、以下のとおりです。

① 借入金返済資金

当社子会社である株式会社ジャルコ（以下、「ジャルコ」といいます。）にて平成29年9月に
実行した、資本業務提携先であり、今回の新株予約権割当予定である株式会社悠晴（旧商号：
株式会社グローバルランド）からの借入金（借入残高：35億円（2018年10月31日現在）、資金
使途：投資用不動産の取得資金に充当するため）の元本及び利息返済へ充当することを予定し
ております。返済する意図としましては、貸主である株式会社悠晴は、株価変動リスクがある
株式ではなく、あくまでも現金による返済を望んでいることからD E Sの選択肢はないこと、
また、株式会社悠晴は、本第三者割当における新株予約権の割当予定先ではありますが、株式会
社悠晴が本新株予約権を引き受けた理由は投資の一環であり、当社の収益が計画通りに拡大
し、株価に反映されたら行使して株式を取得し、株価に反映されなければ本新株予約権を行使
しない又は取得請求の条件に抵触していれば、取得請求するといった投資家のスタンスによる
ものであります。

当社としては、株式会社悠晴からの借入金が資本に代わることは当社の財務基盤の強化
に大きなプラスとなり、経常利益が確保しやすくなり、当社の対外信用力にプラスの影響があ
ると考えております。

なお、株式会社悠晴からの借入金の使途の状況については、以下のとおりです。

借入金の資金使途充当状況

（単位：百万円）

支出時期	資金使途	支出額	借入金の充当額
2017年11月	不動産取得（三重）	667	217
2018年1月	不動産取得（岩手）	1,230	1,230
2018年2月	不動産取得（山口）	1,555	350
2018年4月	貸付金	1,740	1,240
2018年11月	不動産取得（埼玉）	750	463
合計		5,942	3,500

当該借入に係る金銭消費貸借予約契約に設定された弁済期限は貸付実行日から３年間となっております。支払金利が３％と設定されており、当該借入金の返済を行うことにより、支払利息の軽減を図ることで、財務基盤を強化でき、経営の安定化を図ることが可能であると見込んでおります。さらに返済により自己資本比率が上がることで財務体質が強化され、当社グループの対外的信用力が向上されるものと考えております。

当社の主要な事業は、パチンコホール企業へ土地や建物を賃貸する「不動産賃貸事業」及び「貸金事業」ですが、いずれの事業についても資金力を必要とするものであります。そのため、当社の顧客や取引先は当社グループの財務健全性を常に注視しており、現在の当社グループの有利子負債残高の水準（2018年９月末時点での残高10,693百万円）を鑑みると、借入れ等による負債性の資金調達には限界があり、不動産取得資金や融資資金を積み増すためには資本による調達を行うとともに、既存の借入金残高を削減することで、取引先や顧客からの信用力を向上させ、既存事業の拡大並びに安定的に事業運営を図ることができると考えており、当社グループの企業価値向上に寄与し、ひいては、既存株主の利益に貢献できるものと考えております。なお、本新株式及び本新株予約権行使により当社にて調達した資金はジャスコへ貸付金として支出し、支出予定時期は、本新株式及び本新株予約権の発行により調達する資金については2019年１月、本新株予約権の行使により調達する資金については、行使状況にもよりますが、2019年１月～2022年１月における返済充当を予定しております。

②不動産取得資金

当社の主要な事業はパチンコホール企業及びパチンコホール企業以外の事業会社へ土地や建物を賃貸する「不動産賃貸事業」であり、現時点で下表のとおり不動産売買契約にもとづく、不動産の取得を見込んでおります。

(単位：百万円)

エリア	支出対象	支出金額 (諸費用込)	金融機関等からの一時的な 借入の有無 (有る場合の金額)
埼玉県	土地 (販売用)の手付金の一部	287	有 (287百万円)
岩手県	商業施設 (パチンコホール)の取得費	864	無
広島県	商業施設の取得費	2,900	有 (本新株予約権の行使状況により最大2,900百万円)
静岡県	商業施設 (パチンコホール用地)の取得費	2,466	有 (本新株予約権の行使状況により最大2,466百万円)
合計		6,517	—

(注) １．埼玉県の物件は、開発許可が下りる前に2018年12月に不動産売買契約の締結を行い、土地を取得する予定であり、本第三者割当て調達した資金から手付金750百万円の一部に充当させる予定であります。なお、売買契約書の締結に先立ち、当該調達に先んじて地主への手付金が発生する可能性があります。その場合には、上記①借入金返済資金における借入金の資金使途充当状況に記載したとおり株式会社悠晴から既に借り入れている約463百万円を支払いに充てた上で、残額である約287百万円については、別途、金融機関等より一時的に借入を行い、本第三者割当て調達にて調

達した資金で返済する予定です。また、この物件は賃料収入を目的とはしておらず、1年半から2年後を目途に当社にて開発を行った後に売却することを見込んでいます。

2. 岩手県の物件は、既存のパチンコホール店であり、売主との間で2018年5月に締結された合意書に基づき、土地は取得されており、建物部分に充当する予定です。建物部分の取得は2018年12月に取得予定です。なお、売買契約の締結に先立ち、当該調達に先んじて地主への手付金が発生する可能性があります。が、別途、金融機関等より一時的に借入を行い、本第三者割当にて調達した資金で返済する予定です。
3. 広島県の物件は、ファンドが所有する既存の商業施設であり、ファンド側との交渉を行っています。今後、条件面について確定させる予定です。売買契約の締結の時期によっては、金融機関等より一時的に借入を行い、本第三者割当にて調達した資金で返済する予定です。
4. 静岡県の物件は、某パチンコホール企業の出店予定地であり、同社において出店の決議がされたことを確認出来次第取得する予定です。(調達額による一括払いの予定)
5. なお、当社の株価が低迷し、本新株予約権が権利行使期間内に行使されない等の事情によって本資金調達における差引手取概算額が減少した場合、又は、金融機関からの借入額が減少した場合には、減少した額が当社の手元の自己資金による充当で賄える場合には、手元の自己資金による充当を増額して対応する予定であります。また、当社の手元の自己資金による充当で賄えなかった場合には、資金の使途又は金額を変更する可能性があります。が、資金の使途又は金額に変更があった場合には、①短期貸付金返済資金、②不動産取得資金、③事業会社への短期貸付金の優先順位で充当する予定であり、速やかに開示・公表いたします。

パチンコホール業界におきましては、ここ数年、中小規模チェーンを主とする所有不動産をオフバランスして、資金の調達と負債の圧縮を行うニーズと大手チェーンを主とする新規出店ニーズが同時並行で恒常的に存在しております。パチンコホール業界を取り巻く外部環境は、パチンコホール企業が店内への設備投資を行う場合、届出書と承認を必要とする風営法における法的規制や過度な射幸性を抑制する新たな自主規制の実施により、厳しさを増しておりますが、その一方で業界の再編を前提にしたM&A関連の需要は、業界内で年々高まっており、当社グループの成長機会であると考えております。併せて、当社グループが保有する不動産賃貸事業で培ってきた顧客の資産の売却や土地の再利用、遊休不動産の売却といった資産リストラにおける経営の効率化を図ってきたノウハウを生かし、既存パチンコホール企業外の事業会社に対して横展開していくことで、不動産賃貸事業の収益拡大を図ってまいります。また、本新株予約権の行使のタイミングにより上記検討中の不動産取得が実現しない場合においても、当社は、本新株予約権で調達した資金を投入することで、収益性、安定性などを吟味する選択肢をもって、別の同程度の賃貸不動産及び販売用不動産案件を早期に発掘し、取得が行えるものと認識しております。また、当社グループが構築・拡大しているパチンコホール業界内でのネットワーク、及び、パチンコホール企業への賃貸不動産の取得、管理に関するノウハウを有しており、当該ネットワークとノウハウを活用して、一般には出まわらない高収益の賃貸用不動産の発掘を得意としておりますが、当社グループが取得したい高収益の賃貸用不動産は、それだけ競合先も多くあるため初動における迅速化が必要となります。そのためは手付金等の費用を捻出できる資金力が必要不可欠であります。が、このような高収益の物件は、規模も大きく当社グループの現在の手元資金や銀行等金融機関からの借入だけでは、高収益の物件を案件化することが困難であるため、本資金調達を実施することで、財務基盤を早急に強化していくことで、高収益の不動産案件を獲得し、当社グループの収益拡大に大きく寄与していくものと考えており、ひいては、当社グループの企業価値向上が実現し、既存株主の株主価値に貢献していくものであると考えております。

従いまして、当社からジャルコへパチンコホール企業及びパチンコホール企業以外の事業会社への賃貸不動産及び販売用不動産の取得する際に必要となる自己資金（手付金や仲介手数料、不動産取得税等の諸費用）を貸付することで、総額69億円程度の賃貸用及び販売用不動産

(仲介手数料、不動産取得税等諸費用込み)の取得を行っていく予定です。

なお当該不動産取得は当社子会社のジャルコにて行う予定であることから、本第三者割当増資により当社にて調達した資金はジャルコへ貸付したのちに、当該資金使途へ充当いたします。

③事業会社への短期貸付金

当社の主要事業である「貸金事業」において、2018年3月度は減収となりましたが、今後はパチンコホール事業者及びパチンコホール事業者以外への融資を実施することで、貸付残高を拡大して貸金事業の売上高増加による貸金事業の強化を行ってまいります。

新たな貸出方針としては、短期で資金を必要とする事業会社向けへの貸し出しという方針ですが「募集の目的及び理由(1)募集の目的」に記載のとおり、これまでは主にパチンコホール事業者への融資が主となっていました。今後は事業提携につながるような事業会社へ業種・業態を問わず幅広く貸し出しを行う予定へと方針を変更してまいります。

今後の貸出にあたっては、事業会社の年間のフリー・キャッシュフローが150～200百万円創出できている先に1件あたり500百万円以上、利率は10%以上ということを目準に行っております。

なお、事業会社への貸金事業は当社子会社のジャルコにて行う予定ですが、現時点において、貸付残高を拡大して貸金事業の売上高増加による貸金事業を強化するために必要な自己資金が不足している状況にあることから、本第三者割当により当社にて調達した資金のうち、2,766百万円をジャルコへ貸付したのちに、ジャルコが事業会社への短期貸付金へ全額充当することで貸付残高を拡大するための資金を確保いたします。なお、現時点において、具体的な新規貸付案件はありませんが、貸付案件が出てきましたら、順次充当いたします。貸付案件が出てくるまでに時間を要する場合には、銀行預金として安定的な資産管理を致します。

(4) 割当先の選定理由等

i. 割当先の概要

2018年11月13日現在

a. 割当予定先の概要	氏名	須田忠雄
	住所	群馬県桐生市
	職業の内容	会社役員
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	2018年9月30日基準日の株主名簿により、須田忠雄氏が当社株式717千株(持株比率1.19%)を保有していることを確認しております。また、須田忠雄氏が代表を務めるやすらぎ株式会社が当社株式1,163千株(持株比率1.93%)を保有していることを確認しております。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。
	割当数	本株式 7,407,408株 本新株予約権 125,786個

a. 割当予定先の概要	名称	カタリスト株式会社
	本店の所在地	東京都豊島区長崎6丁目22番2号
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 田辺 順一
	資本金	2百万円
	事業の内容	事業コンサルティング
	主たる出資者及びその出資比率	田辺順一 100%
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	2018年9月30日基準日の株主名簿により、カタリスト株式会社が当社株式13,616千株（持株比率22.62%）を保有していること、同社代表取締役田辺順一氏が当社株式5,863千株（持株比率9.74%）を保有していることを確認しております。
	人事関係	カタリスト株式会社の代表取締役田辺順一氏は、当社、株式会社ジャルコ及び株式会社ジャルコアミュージズメントサービスの代表取締役社長を務めております。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。
	割当数	本株式 17,777,778株

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社悠晴（旧商号：株式会社グローバルランド）
	本店の所在地	東京都立川市錦町一丁目7番32号
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 栗原寿生
	資本金	500万円
	事業の内容	不動産業
	主たる出資者及びその出資比率	太田年彦 100%
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	2018年9月30日基準日の株主名簿により、株式会社悠晴が当社株式5,000千株（持株比率8.30%）を保有していることを確認しております。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	当社の中で2017年9月に35億円の金銭消費貸借予約契約を締結しております。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。
	割当数	本新株予約権 125,786個

a. 割当予定先の概要	氏名	田辺順一
	住所	東京都豊島区
	職業の内容	会社役員
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	田辺順一氏は、当社の代表取締役であり、2018年9月30日基準日の株主名簿により、当社株式5,863千株（持株比率9.74%）を保有していることを確認しております。また、田辺順一氏が代表を務めるカタリスト株式会社が当社株式13,616千株（持株比率22.62%）を保有していることを確認しております。
	人事関係	田辺順一氏は、当社の代表取締役、当社子会社である株式会社ジャルコ及び株式会社ジャルコアミューズメントサービスの代表取締役社長、カタリスト株式会社の代表取締役を務めております。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。
	割当数	本新株予約権 163,522個

a. 割当予定先の概要	氏名	幅田昌仲
	住所	京都府京都市左京区
	職業の内容	会社役員
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	2018年9月30日基準日の株主名簿により、幅田昌仲氏が当社株式3,307千株(持株比率5.49%)を保有していることを確認しております。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。
	割当数	本新株予約権 31,446個

a. 割当予定先の概要	氏名	瀧澤泰三
	住所	東京都渋谷区
	職業の内容	会社役員
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。 (瀧澤泰三氏は、当社の大株主である株式会社ウォーターフィールドの代表取締役を務めており、2018年9月30日基準日の株主名簿により、当社株式2,951千株(持株比率4.90%)を保有していることを確認しております。)
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	2019年3月期中においては、当社子会社である株式会社ジャルコから、瀧澤泰三氏が代表取締役を務める事業会社2社への貸出額の合計が26.6億円、同返済額の合計が18.6億円となっており、2018年9月30日時点での営業貸付金残高は9.2億円となっております。
	割当数	本新株予約権 31,446個

a. 割当予定先の概要	名称	Brilliance Hedge Fund Limited (ブリランス・ヘッジファンド・リミテッド)	
	本店の所在地	P.O. Box 10008 Willow House, Cricket Square, Grand Cayman KY1-1001, Cayman Islands	
	国内の主たる事務所の責任者及び連絡先	該当事項はありません。	
	出資額	1,500,000,000円	
	組成目的	純投資	
	組成日	2016年11月1日	
	主たる出資者及びその出資比率	投資一任勘定委託先であるBrilliance Capital Management Pte.Ltd. と、その他日本国外の富裕層から出資されております。なお10%以上の出資者はおりません。	
	投資一任勘定委託先に関する事項	名称	Brilliance Capital Management Pte.Ltd. (ブリランス・キャピタル・マネージメント)
		所在地	80 ROBINSON ROAD #02-00 SINGAPORE 068898
		国内の主たる事務所の責任者及び連絡先	該当事項はありません。
		代表者の役職・氏名	Managing Director Takahiro Yamada (代表取締役 山田高広)
		事業内容	投資業
		資本金	59,000,000円相当
		主たる出資者及びその出資比率	Takahiro Yamada 100%
	国内代理人に関する事項	該当事項はありません。	
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。	
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。	
	割当数	本新株予約権 28,301個	

a. 割当予定先の概要	名称	Brilliance Target Fund Limited (ブリランス・ターゲットファンド・リミテッド)	
	本店の所在地	P.O. Box 10008 Willow House, Cricket Square, Grand Cayman KY1-1001, Cayman Islands	
	国内の主たる事務所の責任者及び連絡先	該当事項はありません。	
	出資額	1,000,000,000円	
	組成目的	純投資	
	組成日	2016年7月1日	
	主たる出資者及びその出資比率	投資一任勘定委託先であるBrilliance Capital Management Pte.Ltd. と、その他日本国外の富裕層から出資されております。なお10%以上の出資者はおりません。	
	投資一任勘定委託先に関する事項	名称	Brilliance Capital Management Pte.Ltd. (ブリランス・キャピタル・マネージメント)
		所在地	80 ROBINSON ROAD #02-00 SINGAPORE 068898
		国内の主たる事務所の責任者及び連絡先	該当事項はありません。
		代表者の役職・氏名	Managing Director Takahiro Yamada (代表取締役 山田高広)
		事業内容	投資業
		資本金	59,000,000円相当
		主たる出資者及びその出資比率	Takahiro Yamada 100%
		国内代理人に関する事項	該当事項はありません。
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。	
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。	
	割当数	本新株予約権	15,723個

a. 割当予定先の概要	名称	AK Capital株式会社
	本店の所在地	東京都港区元麻布二丁目 7 番11号
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 浅場 信三
	資本金	1 百万円
	事業の内容	株式、有価証券、外国為替、不動産その他各種金融商品の保有、売買、並びにこれらに関するコンサルティング
	主たる出資者及びその出資比率	浅場信三 100%
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	AK Capital株式会社は、当社の第2回新株予約権の引受先であり、2018年9月30日基準日の株主名簿により、当社株式954千株（持株比率1.58%）を保有していることを確認しております。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。
	割当数	本新株予約権 15,723個

a. 割当予定先の概要	氏名	栗原寿生
	住所	東京都立川市
	職業の内容	会社役員
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。 （栗原寿生氏は、本第三者割当の割当予定先であります株式会社悠春の代表取締役を務めております。）
	資金関係	該当事項はありません。 （栗原寿生氏が代表取締役を務める株式会社悠晴と当社の間で2017年9月に35億円の金銭消費貸借予約契約を締結しております。）
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。
	割当数	本新株予約権 6,289個

a. 割当予定先の概要	氏名	松島正道
	住所	東京都足立区
	職業の内容	会社員
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	2018年9月30日基準日の株主名簿により、当社株式149千株（持株比率0.24%）を保有していることを確認しております。
	人事関係	松島正道氏は、当社の管理本部長を務めており、当社の従業員であります。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。
	割当数	本新株予約権 6,289個

a. 割当予定先の概要	氏名	岩見哲也
	住所	東京都八王子市
	職業の内容	会社員
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	岩見哲也氏は、当社の営業部長を務めており、当社の従業員であります。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。
	割当数	本新株予約権 6,289個

a. 割当予定先の概要	氏名	吉岡 勉
	住所	東京都北区
	職業の内容	会社役員
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	2018年9月30日基準日の株主名簿により当社株式900千株（持株比率1.49%）を保有していることを確認しております。また、吉岡勉氏が代表を務める株式会社スプラウトが当社株式5,116千株（持株比率8.50%）を保有していることを確認しております。
	人事関係	吉岡 勉氏は、当社の取締役、当社子会社である株式会社ジャルコ及び株式会社ジャルコアミュージメントサービスの取締役を務めております。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	2018年9月30日基準日において、吉岡勉氏が代表取締役を務める東北タツミ株式会社とHANGZHOU JALCO ELECTRONICS CO. LTD. と取引があります。東北タツミ株式会社との取引は短期借入金（返済済）40,000千円、ブランド使用料売上400千円、支払利息384千円です。HANGZHOU JALCO ELECTRONICS CO. LTD. との取引は、長期未収入金（引当済）89,807千円です。
	割当数	本新株予約権 1,886個

a. 割当予定先の概要	氏名	露木琢磨
	住所	東京都江戸川区
	職業の内容	弁護士
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	露木琢磨氏は、当社の社外監査役、当社子会社である株式会社ジャルコ及び株式会社ジャルコアミュージメントサービスの社外監査役を務めております。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。
	割当数	本新株予約権 1,257個

a. 割当予定先の概要	氏名	小島一郎
	住所	東京都大田区
	職業の内容	会社役員
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。
	割当数	本新株予約権 1,257個

a. 割当予定先の概要	氏名	山岸和仁
	住所	埼玉県さいたま市
	職業の内容	税理士
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	山岸和仁氏は、当社の社外取締役、当社子会社である株式会社ジャルコ及び株式会社ジャルコアミュージメントサービスの社外取締役を務めております。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。
	割当数	本新株予約権 1,257個

a. 割当予定先の概要	氏名	石黒雅芳
	住所	千葉県松戸市
	職業の内容	会社員
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	石黒雅芳氏は、当社の営業部長を務めており、当社の従業員であります。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。
	割当数	本新株予約権 1,257個

a. 割当予定先の概要	氏名	清水修
	住所	東京都世田谷区
	職業の内容	会社員
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	清水修氏は、当社の営業部長を務めており、当社の従業員であります。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。
	割当数	本新株予約権 628個

a. 割当予定先の概要	氏名	金恵
	住所	東京都江東区
	職業の内容	会社役員
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。
	割当数	本新株予約権 21,383個

ii. 割当先の選定理由

当社は本資金調達において、複数の投資家候補の中から割当予定先を選定するに当たり、当社の経営方針・経営戦略、資金需要、資金調達の時期、及び当社の状況を理解していただける割当予定先であるかどうかを重視し、できるだけ早期に割当予定先を選定すべく模索を続けてまいりました。

当社としましては、新株式の発行によって財務基盤の強化を図り、一定額を迅速にかつ確実に調達すべく、新株式の引受先について、国内外の投資会社や事業会社並びに個人投資家に打診をしていましたが、本新株式の割当予定先である須田忠雄氏並びにカタリスト以外に新株式にて増資を引き受けていただける先を見つけることはできませんでした。しかしながら、本新株予約権につきましては、当社の経営方針・経営戦略、資金需要及び資金調達の時期、当社の状況に対してご理解を頂けた複数の割当予定先を選定することができております。

各割当予定先を選定に関する経緯及び理由については以下のとおりです。

① 須田忠雄氏

須田忠雄氏は、当社のIRを見て当社へ興味をもちご連絡いただきました。投資再生事業を主としている株式会社やすらぎの代表取締役を務めております。上場会社の元主要株主で数多くの不動産取引の実績があり、不動産についての知見もあり、当社代表取締役社長田辺順一氏との間で面談を行ったところ、当社の経営方針・経営戦略、資金需要及び資金調達の時期、当社の状況に対して深いご理解をいただき、出資の申し入れがあったため、当社で割当予定先とし

て検討しました。経営に関与する意思はなく、中長期的な保有が投資目的であることから、割当先予定として選定いたしました。

②カタリスト株式会社

カタリスト株式会社(以下、「カタリスト」といいます。))は、当社代表取締役社長田辺順一氏が全株式を保有し、かつ代表取締役を務める、投資事業を主な生業とする事業会社であり、2008年5月に当社完全子会社であるジャルコに対して運転資金を融資して以来、株主、あるいは投資家として継続的に当社グループに対するご支援をいただいております。

当社は、本新株式の割当予定先につきまして、複数の投資家候補先と交渉を重ねてまいりましたが、最終的に引き受けのご意向を頂けたのは、須田忠雄氏のみであり、当社が先行投資で必要とする資金調達の規模を満たすまでには至りませんでした。

このような状況下において、当社グループが、「不動産賃貸事業」「貸金事業」といった既存事業の一段の事業拡大、収益拡大を推し進めるためには、資金調達の早期実現が経営課題となっている状況から、カタリストより株主として本資金調達に協力したいとの申し出を受けました。

なお、カタリストは本新株式の引き受けにかかる払込資金を株式会社悠晴からの借入金であります。借り入れてまでも本新株式を引き受ける理由としましては、当社が必要とする資金調達の規模を満たすこと、田辺順一氏が当社グループの一段の事業拡大や収益拡大を推し進めるため、当社の企業価値向上や既存株主の株式価値向上に向けて主要株主の立場としても尽力するためである旨、口頭で確認しております。当社はこれを受けて、当社代表取締役社長田辺順一氏が代表を務めるカタリストが引き受けを行うことは、株主として当社を支援したいという強い意思の表れでもあることから、当社や既存株主にとってメリットが大きいものと判断し、割当予定先として選定いたしました。

カタリストが本新株式を取得した場合には、カタリストの持ち株比率及び議決権割合が上昇するため、カタリストやカタリストの代表取締役であり、当社代表取締役社長である田辺順一氏の影響力が増すこととなりますが、当社の内部統制システムでは、取締役の職務執行が効率的に行われる事を確保するための体制として当社グループの経営に関わる重要事項等については、外部の有識者で組織された内部管理体制強化委員会においてリスク評価を行い、その検証を得てから取締役会にて執行の決定を行うこととしているため、田辺順一氏の影響力が増すことへの影響は抑制されるものと考えております。

また、カタリストの持ち株比率及び議決権割合が上昇した場合には、既存株主に対する希薄化が生じてしまいますが、本第三者割当を行うことによって、手元資金の充実だけでなく、連結純資産の更なる増強が実現し、さらなる信用力の強化に繋がり、銀行等金融機関からの負債による資金調達力の最大化に大きな効果が生ずることが期待できることから、中長期的な観点からは、既存株主への利益に貢献できると判断いたしました。

③株式会社悠晴及び栗原寿生氏

株式会社悠晴(東京都立川市錦町一丁目7番32号、代表取締役栗原寿生、以下、「悠晴」といいます。))は、当社管理本部長松島正道氏がパチンコホール遊技場向けの不動産等を紹介していく中で、悠晴の代表取締役である栗原寿生氏と知り合い、当社の経営方針を理解して頂き、悠晴と当社の間で平成29年9月にカタリストが保有する当社株式の一部譲渡並びに35億円の貸し付けを行う内容で資本業務提携を締結し、同日付で当社と悠晴の間で35億円の金銭消費貸借予約契約の締結、悠晴とカタリストの間で株式500万株の株式譲渡契約を締結しております。

本第三者割当においても、当社から悠晴の代表取締役である栗原寿生氏に対して当社の経営方針・経営戦略、資金需要及び資金調達の時期、当社の状況をご説明したところ、栗原寿生氏から当社の経営方針や経営戦略や今後の当社の可能性について一定の評価を頂いたことにより、栗原寿生氏から当社に対して、悠晴と栗原寿生氏でそれぞれ本新株予約権を引き受ける旨

の申し入れがありました。当社はこの申し入れを受けて、当社内で協議した結果、栗原寿生氏が以前より当社に対して金融支援を行ってきた実績や栗原寿生氏が当社の経営方針や経営戦略を理解し、また、評価をいただいていることを重視し、今後も当社に対するアドバイスを頂ける割当予定先であるとの判断から割当予定先として選定いたしました。なお、栗原寿生氏に、悠晴及び栗原寿生氏が、当社の経営に関与する意思はなく、投資目的は中長期的な保有との確認を得ております。

④田辺順一氏

田辺順一氏は、当社代表取締役社長並びに本第三者割当の割当予定先であるカタリストの代表取締役社長であり、カタリストは田辺順一氏が全株式を保有しております。

田辺順一氏は、カタリストと同じく当社グループが、「不動産賃貸事業」「貸金事業」といった既存事業の一段の事業拡大、収益拡大を推し進めるためには、資金調達の早期実現が経営課題となっている状況から、株主として本資金調達に協力したいとの申し出を受けました。当社はこれを受けて、当社代表取締役社長田辺順一氏が代表を務めるカタリストが本新株式の引き受けを行うこととともに田辺順一氏が本新株予約権の引き受けを行うことは、当社が必要とする資金調達の規模を満たすこと、田辺順一氏が当社グループの一段の事業拡大や収益拡大を推し進め、当社の企業価値向上や既存株主の株式価値向上に向けて筆頭株主の立場としても尽力する意思の表れでもあることから、当社や既存株主にとってメリットが大きいものと判断し、割当予定先として選定いたしました。

田辺順一氏が本新株予約権を行使して当社株式を取得した場合には、カタリストの持ち株比率及び議決権割合が上昇するため、カタリストとともにカタリストの代表取締役であり、当社代表取締役社長である田辺順一氏の影響力が増すこととなりますが、当社の内部統制システムでは、取締役の職務執行が効率的に行われる事を確保するための体制として当社グループの経営に関わる重要事項等については、外部の有識者で組織された内部管理体制強化委員会においてリスク評価を行い、その検証を得てから取締役会にて執行の決定を行うこととしているため、田辺順一氏の影響力が増すことへの影響は抑制されるものと考えております。

また、田辺順一氏及びカタリストの持ち株比率及び議決権割合が上昇した場合には、既存株主に対する希薄化が生じてしまいますが、本第三者割当を行うことによって、手元資金の充実だけではなく、連結純資産の更なる増強が実現し、さらなる信用力の強化に繋がり、銀行等金融機関からの負債による資金調達力の最大化に大きな効果が生ずることが期待できることから、中長期的な観点からは、既存株主への利益に貢献できると判断いたしました。

⑤幅田昌伸氏

幅田昌伸氏は当社の株主であり、2012年2月10日付で発行した当社第1回新株予約権並びに2013年2月21日付で発行した当社株式の引受先であります。当社代表取締役社長田辺順一氏から、当社の経営方針・経営戦略、資金需要及び資金調達の時期、当社の状況をご説明し、ご理解いただけたこと、投資目的は中長期的な保有であることが確認できたため、割当予定先として選定いたしました。

⑥瀧澤泰三氏

瀧澤泰三氏は、当社の株主である株式会社ウォーターフィールド（東京都渋谷区恵比寿三丁目16番10号、代表取締役 瀧澤泰三）の代表取締役を務めております。また、株式会社ウォーターフィールドは、当社が2013年2月21日付で発行した当社株式の引受先であります。

当社代表取締役社長田辺順一氏から瀧澤泰三氏に対して、当社の経営方針・経営戦略、資金需要及び資金調達の時期、当社の状況をご説明してご理解いただけたこと、投資目的は中長期的な保有であることが確認できたため、割当予定先として選定いたしました。

⑦Brillance Hedge Fund Limited及びBrillance Target Fund Limited

Brillance Hedge Fund Limited並びにBrillance Target Fund Limitedは、当社と兼ねてから取引実績があり、本新株予約権の第三者算定評価を依頼させていただいた東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(東京都千代田区永田町一丁目11番28号、代表取締役能勢元)より、財務アドバイザーとしてご紹介頂いたK H N G株式会社(神奈川県逗子市小坪六丁目6番46号、代表取締役星野智之)に資金調達の手続きを行ったところ、Brillance Hedge Fund Limited 並びにBrillance Target Fund Limited の投資一任勘定委託先であるBrillance Capital Management Pte.Ltd. の代表取締役である山田高広氏をご紹介いただき、当社代表取締役社長である田辺順一氏と面談を行った結果、当社の経営方針、経営戦略へのご理解を頂きました。

Brillance Hedge Fund Limited並びにBrillance Target Fund Limitedの各ファンドを構成する投資家が異なるものの、山田高広氏がDirectorとして運営しており、株式・債券等幅広い証券を投資対象とし、企業の第三者割当増資等の引受に応じつつヘッジ売りを組み合わせて利益を得る等の投資方針等にも大きな違いはない旨の説明を山田高広氏から受けております。なお各ファンドとも日本国外の富裕層から成っており、そのうえで、基本的には純投資の目的であることを確認し、かつ、当社の経営方針・経営戦略、資金需要及び資金調達の時期、当社の状況についてご理解頂いたことで、割当予定先として選定いたしました。

⑧AK Capital株式会社

AK Capital株式会社(以下、「AK Capital」といいます。)は、当社の株主であり、2017年2月24日で発行した当社第2回新株予約権の引受先であります。

AK Capitalは、日本の上場企業向けに資金を供給し、成長機会創出の支援を目的として設立された、独立系ブリンシパル(自己資金)投資会社であり、浅場氏を始めとする役職員の皆様がいずれも10年から30年にわたって金融業界に属し、豊富な投資経験や多様な資金調達に関するアドバイスを御持ちであることを確認しております。

当社は、AK Capitalに対して、本新株予約権の引受が純投資目的であることを確認し、かつ、当社の経営方針・経営戦略、資金需要及び資金調達の時期、当社の状況をご理解いただけたことから、割当予定先として選定いたしました。

⑨松島正道氏

松島正道氏は、当社管理本部長であります。当社では、経営課題としてバチンコホールの経営環境悪化及びそれに伴う市場構造の変化、需要の縮小が発生した場合に備える収益基盤を早急に構築していくことが急務となっていることから、当社の従業員が株主の目線と経営者の目線で経営目標を共有し、当社の業績目標と業績が反映する株価に関心を持つことを通じて、当社の企業価値の向上を一層促進させるべく、当社の従業員が投資家目線で当社株式を取得しやすい環境を整える方策について検討を重ねてまいりました。このような状況の中で、当社が本資金調達の検討にあたり、当社の資金需要を社内でも共有したところ、松島正道氏から、当社に対して、当社グループの中期計画である2020年3月期における売上高1,750百万円、営業利益1,250百万円、経常利益1,000百万円を達成すべく、社内各部の業務を側面から支え推進していく管理本部長としての使命を全うするには、当社が必要とする資金調達に管理本部長として尽力すべきと考えたこと、さらには、当社の業績目標と業績が反映する株価に関心を持ち、自身が能動的に当社の企業価値の向上に寄与する意識を持つ環境を整えることは重要と考えた結果、当社代表取締役である田辺順一が代表取締役を務めるカタリストから本新株予約権の発行における払込金額並びに行使に要する資金を借り入れた上で、本新株予約権を引き受けたいとの申し入れがありました。当社としては、当社の管理本部長として既存株主と株価上昇によるメリットのみならず、株価下落のリスクを共有することで中長期的な業績向上への寄与が期待できることから、割当予定先として選定いたしました。

⑩岩見哲也氏

岩見哲也氏は、当社営業部長であります。当社では、当社の従業員が投資家目線で当社株式を取得しやすい環境を整える方策について検討を重ねてまいりました。このような状況の中で、当社が本資金調達にあたり、当社の資金需要を社内でも共有したところ、岩見哲也氏から、当社に対して、当社グループの中期計画である2020年3月期における売上高1,750百万円、営業利益1,250百万円、経常利益1,000百万円を達成すべく、当社グループの目標達成のための施策を実施していく営業部長としての使命を全うするため、当社が必要とする資金調達に営業部長として尽力すべきと考えたこと、さらには、当社の業績目標と業績が反映する株価に関心を持ち、自身が能動的に当社の企業価値の向上に寄与する意識を持つ環境を整えることは重要と考えた結果、長年の知人である上場会社の代表取締役個人から本新株予約権の発行における払込金額並びに行使に要する資金を借り入れた上で、本第三者割当を引き受けたいとの申し入れがありました。当社としましては、当社の営業部長として既存株主と株価上昇によるメリットのみならず、株価下落のリスクを共有することで中長期的な業績向上への寄与が期待できることから、割当予定先として選定いたしました。

⑪吉岡勉氏

吉岡勉氏は、当社取締役であり、当社の大株主である株式会社スプラウトの代表取締役であります。吉岡勉氏からは、本件増資の引受について、既存保有分以上に当社株式を保有することにより、取締役としてより高い意欲と強い責任感を持って、当社グループの成長に貢献し、自らの資産形成を図りたいとの説明を受けております。当社としましては、当社の株価上昇によるメリットのみならず、下落のリスクを共有することで中長期的な業績向上への寄与が期待できることから、割当予定先として選定いたしました。

⑫露木琢磨氏

露木琢磨氏は、当社社外監査役であります。露木氏からは本件増資の引受について、自らの資金を投入することで、株主の立場を理解しながらも、自らの役割において当社グループの成長に貢献し、自らの資産形成を図りたいとの説明を受けております。当社としましては、本新株予約権の価値は当社の株価に連動するものであり、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の向上を監査役も担うことで、株主と監査役の利益及び不利益を一致させることができ、これにより、株主利益の観点から監査役に求められる適正な監査について、更なる意識喚起を行うことができ、企業価値及び株主価値の向上に不可欠な健全な成長の一助につながると判断し、また、当社の株価上昇によるメリットのみならず、下落のリスクを共有することで中長期的な業績向上への寄与が期待できることから、割当予定先として選定いたしました。

⑬小島一郎氏

小島一郎氏は、株式会社分析広報研究所（東京都中央区日本橋兜町17番2号、代表取締役小島一郎）の代表を務めており、当社代表取締役社長田辺順一氏が、信用が厚い旧い友人からの紹介にて知己となり、当社の経営方針をご理解した上で、当社のIR・広報の在り方についてご助言を頂いております。

当社は、小島一郎氏に対して、本新株予約権の引受が中長期目的であることを確認し、かつ、当社の経営方針・経営戦略、資金需要及び資金調達の時期、当社の状況をご理解いただいたこと、投資目的は中長期的な保有であることが確認できたことから、割当予定先として選定いたしました。

⑭山岸和仁氏

山岸和仁氏は、当社社外取締役であります。山岸和仁氏からは、本件増資の引受について、当社株式を保有することにより、取締役としてより高い意欲と強い責任感を持って、当社グループの成長に貢献し、自らの資産形成を図りたいとの説明を受けております。当社としまして

は、当社の株価上昇によるメリットのみならず、下落のリスクを共有することで中長期的な業績向上への寄与が期待できることから、割当予定先として選定いたしました。

⑮石黒雅芳氏

石黒雅芳氏は、当社営業部長であります。当社では、当社の従業員が投資家目線で当社株式を取得しやすい環境を整える方策について検討を重ねてまいりました。このような状況の中で、当社が本資金調達にあたり、当社の資金需要を社内で共有したところ、石黒雅芳氏から、当社に対して、当社グループの中期計画である2020年3月期における売上高1,750百万円、営業利益1,250百万円、経常利益1,000百万円を達成すべく、当社グループの目標達成のための施策を実施していく営業部長としての使命を全うするため、当社が必要とする資金調達に営業部長として尽力すべきと考えたこと、さらには、当社の業績目標と業績が反映する株価に関心を持ち、自身が能動的に当社の企業価値の向上に寄与する意識を持つ環境を整えることは重要と考え、本第三者割当を引き受けたいとの申し入れがありました。当社としましては、当社の営業部長として既存株主と株価上昇によるメリットのみならず、株価下落のリスクを共有することで中長期的な業績向上への寄与が期待できることから、割当予定先として選定いたしました。

⑯清水修氏

清水修氏は、当社営業部長であります。当社では、当社の従業員が投資家目線で当社株式を取得しやすい環境を整える方策について検討を重ねてまいりました。このような状況の中で、当社が本資金調達にあたり、当社の資金需要を社内で共有したところ、清水修氏から、当社に対して、当社グループの中期計画である2020年3月期における売上高1,750百万円、営業利益1,250百万円、経常利益1,000百万円を達成すべく、当社グループの目標達成のための施策を実施していく営業部長としての使命を全うするため、当社が必要とする資金調達に営業部長として尽力すべきと考えたこと、さらには、当社の業績目標と業績が反映する株価に関心を持ち、自身が能動的に当社の企業価値の向上に寄与する意識を持つ環境を整えることは重要と考え、本第三者割当を引き受けたいとの申し入れがありました。当社としましては、当社の営業部長として既存株主と株価上昇によるメリットのみならず、株価下落のリスクを共有することで中長期的な業績向上への寄与が期待できることから、割当予定先として選定いたしました。

⑰金恵氏

金恵氏は、当社の監査役の知人の紹介により、当社代表取締役社長田辺順一氏との間で面談を行った際に当社の資金ニーズの説明や引受に関して打診しておりましたが、金恵氏が当社の経営方針・経営戦略、資金需要及び資金調達の時期、当社の状況に対して深いご理解をいただき、出資の申し入れがあったため、当社で割当予定先として検討しました。経営に関与する意思はなく、中長期的な保有が投資目的であることから、割当先予定として選定いたしました。

iii. 株券等の保有方針

①本新株式

本新株式の割当予定先である須田忠雄氏が、本新株式を引き受ける理由は、株主として当社の資金調達に協力し、中長期的に当社の株式価値向上に寄与するためであります。保有方針としましては、中長期的な保有目的であります。当社の経営に関与する意思はないとの説明を口頭で受けております。

また、もう1つの割当予定先であるカタリストは、本第三者割当で取得した当社株式は中長期保有を前提とする意向である旨、口頭で確認しております。また、カタリストからは、パチンコホール業界における事業者あるいは当社グループが営む事業に関連して協業が可能と考えられる事業者との連携は常に検討しており、その中で、当社株式を長期的に保有していただくことで、当社グループにメリットがあると判断される相手先に対しては本第三者割当で取得し

た当社株式の譲渡を行う可能性がある旨の説明も口頭で受けております。なお、保有方針を中長期目的としている理由につきましては、本新株式にかかる払込資金を調達する上での借入金、短期的な借入ではなく、返済期限が3年間の長期借入金であり、今後1年間は本第三者割当て取得した当社株式が市場で売却される可能性は低いこと、今後当社の業績が向上し株価が上昇した場合には金融機関他からの当社株式を担保にした借り換えによって当該借入金の返済を視野に入れていること、株主として当社の資金調達に協力し、中長期的に、当社の株式価値向上に加えて、配当収入を収受することを目的としていることから、投資目的を中長期保有としております。

当社は、本新株式の全ての割当予定先より、本新株式の発行日から2年以内に、割当予定先に割り当てられた本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することについての確約書を取得する予定であります。

②本新株予約権

本新株予約権の割当予定先であるBrilliance Hedge Fund Limited 及びBrilliance Target Fund Limited、AK Capitalは、本新株予約権を引き受ける理由は、当社の株式価値向上を目指した純投資であり、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、市場動向を勘案しながら適時適切に売却する方針との説明を口頭で受けております。

また、本新株予約権の割当予定先である須田忠雄氏、悠晴及び栗原寿生氏、幅田昌伸氏、瀧澤泰三氏、金恵氏、小島一郎氏、当社代表取締役社長田辺順一氏、取締役吉岡勉氏及び山岸和仁氏、監査役である露木琢磨氏、当社の管理本部長である松島正道氏、当社営業部長である岩見氏哲也氏、石黒雅芳氏、清水修氏は、本第三者割当て取得した当社株式は中長期保有を前提とする意向である旨、口頭で確認しております。理由につきましては、株主として当社の資金調達に協力し、中長期的に当社の株式価値向上に寄与するため、投資目的を中長期保有としております。

iv. 払込みに要する資金等の状況

当社は、本新株予約権の発行にかかる払込み及び権利行使にかかる払込みに要する資金の十分性について、以下のとおり、各割当予定先より確認しております。

①須田忠雄氏

須田忠雄氏からは預金通帳等及び証券会社の取引残高報告書の写しを受領して、本新株式及び本新株予約権の発行に係る払込み並びに本新株予約権の行使に十分な財産を有することを確認しました。払込み並びに行使に係る資金としては、行使までには時間があるのでそれぞれの保有株式の銘柄について市場環境をみながら売却し、現金化していくことでその原資を確保すると聞いておりますので財産確認として問題ないと判断しました。

②カタリスト株式会社

カタリストの本新株式にかかる払込資金の原資が悠晴からの借入金であるため、悠晴からカタリストへの「金銭消費貸借契約書」の原本にて、カタリストが本新株式の発行に係る払込みの際に悠晴から所要資金を借り入れることが可能であることを確認するとともに、悠晴がカタリストに同額を貸し付けられるだけの十分な自己資金があることを悠晴の決算報告書記載の2018年9月30日現在の貸借対照表に基づき、十分な資産を保有していることについて確認いたしました。

なお、上記悠晴からの借入に伴い、カタリストが本件新株式引受によって取得する分を含めた2,846万株（本第三者割当て後の総議決権数に対する議決権割合19.77%相当）の当社株式に対し、質権を設定すること（質権者：悠晴）に同意しております。

③株式会社悠晴及び栗原寿生氏

悠晴及び栗原寿生氏からは、それぞれの預金通帳の写しを受領して本新株予約権の発行に係る払込み並びに本新株予約権の行使に十分な財産を有することを確認し、財産確認として問題ないと判断しました。なお、当該資金は内部留保に由来していると聞いております。

また、悠晴からは決算報告書記載の2018年9月30日時点の貸借対照表に基づき、悠晴が十分な資産を保有していることについて確認いたしました。

④田辺順一氏

田辺順一氏からは、本新株予約権の発行に係る払込みについては、預金通帳の写しを受領して、必要な資金を有することを確認し、資金確認として問題ないと判断しました。一方、本新株予約権の行使に係る払込資金については、現時点においてその全額を田辺順一氏は有しておらず、払込資金の原資がカタリストからの借入金であるため、田辺順一氏とカタリストとの間の極度貸付予約契約書に基づき払込みが行われることを確認しております。

また、田辺順一氏に貸付を行うカタリストの資金原資は、悠晴との間の金銭消費貸借契約書に基づく6.5億円及び株式会社セブンダイヤモンド（本店所在地：東京都港区南青山四丁目1番6号、代表取締役齋藤武）との間の極度貸付予約契約書（返済期限は貸付日から3年間。資金使途は本新株予約権の行使に限定の記載あり）に基づく15億円の資金を調達することを確認しております。

上記のカタリストに貸付を行う悠晴については、その決算報告書に基づき、十分な資産を保有していることについて確認いたしました。また、もう一方の株式会社セブンダイヤモンドについては2018年4月30日付現在の貸借対照表では、カタリストとの間の極度貸付予約契約書の貸付資金である15億円の現預金を有しておりませんが、株式会社セブンダイヤモンドの代表取締役である齋藤武氏より、自らがいつでも株式会社セブンダイヤモンドに対して貸付を実行する旨、口頭にて確認しておりますが、貸付が口頭でのお約束に止まっているため、書面契約と比較し確実な履行が保証されておらず、失権リスクを有します。なお、株式会社セブンダイヤモンドへ貸し付けを行う予定である齋藤武氏の資力については、2018年9月末日時点の同人名義の証券会社口座の取引残高報告書の写しを受領して、十分な財産を有することを確認しました。

田辺順一氏に割当予定の本新株予約権の行使に係る払込資金に必要な約26億円については、悠晴がカタリストに当初運転資金として6.5億円を融資します。最終的にはこれが田辺順一氏への貸付金となり、その資金が新株予約権行使代金となることを口頭にてカタリスト及び悠晴から確認できております。株式会社セブンダイヤモンドが同様にカタリスト経由で田辺順一氏に貸し付ける資金は15億円の合計21.5億円に止まっており、約4.5億円不足しております。この約4.5億円の不足分については、本新株予約権の行使期間である3年間の間にカタリストから別途借り入れを受ける予定であると口頭にて確認しております。したがって、本新株予約権の発行に係る払込み並びに本新株予約権の行使に必要な資金を調達可能であることを確認し、資金確認として問題ないと判断しました。

なお、上記カタリストからの借入に伴い、田辺順一氏が本件新株予約権の行使により取得する16,352,200株（本第三者割当後の総議決権数に対する議決権割合11.36%相当）の当社株式に対し、質権を設定すること（質権者：カタリスト株式会社）に同意しております。さらに、上記株式会社セブンダイヤモンドからの借入に伴い、カタリストが本件新株式引受によって取得する11,111,111株（本第三者割当後の総議決権数に対する議決権割合7.72%相当）の当社株式、又は、田辺順一氏が本件新株予約権の行使により取得する9,433,962株（本第三者割当後の総議決権数に対する議決権割合6.55%相当）の当社株式に対し、質権を設定すること（質権者：株式会社セブンダイヤモンド）に同意しております。

⑤幅田昌伸氏

幅田昌伸氏からは、預金残高証明書の写しを受領して、口頭で自己資金である旨を確認しました。本新株予約権の発行に係る払込み並びに本新株予約権の行使に十分な財産を有することを確認し、財産確認として問題ないと判断しました。

⑥瀧澤泰三氏

瀧澤泰三氏からは、預金通帳等の写しを受領して、口頭で自己資金である旨を確認しました。本新株予約権の発行に係る払込み並びに本新株予約権の行使に十分な財産を有することを確認し、財産確認として問題ないと判断しました。

⑦Brillance Hedge Fund Limited及びBrillance Target Fund Limited

Brillance Hedge Fund Limited並びにBrillance Target Fund Limitedからは、証券口座の残高証明を受領しており、投資一任勘定委託先であるBrillance Capital Management Pte. Ltd. のManaging Directorである山田高広氏から口頭で自己資金である旨を確認口頭で自己資金である旨確認しました。Brillance Hedge Fund Limited並びにBrillance Target Fund Limitedが本新株予約権の発行に係る払込み並びに本新株予約権の行使に十分な財産を有することを確認し、財産確認として問題ないと判断いたしました。

⑧AK Capital株式会社

AK Capitalの払込資金は、自己資金及び同社代表取締役である浅場信三氏ら役員並びに関連会社からの借入により払い込まれることを口頭で確認しております。AKキャピタルの決算資料、AKキャピタル及び関連会社の預金通帳の写し、浅場信三氏及び役員の金融機関のWEBサイトの残高照会の写しを受領して確認しております。また、AKキャピタルが浅場信三氏、役員及び関連会社と締結した極度貸付予約契約書を確認しております。本新株予約権の発行に係る払込み並びに本新株予約権の行使に十分な財産を有することを確認し、財産確認として問題ないと判断いたしました。

⑨松島正道氏

松島正道氏の払込資金の原資はカタリストからの借入金であるため、カタリストとの間の極度貸付予約契約書（返済期限は貸付日から3年間。本新株予約権の行使又は当社株式の購入代金に限定の記載あり）に基づき払込みが行われることを確認しております。また、借入先であるカタリスト株式会社の預金残高を確認しております。本新株予約権の発行に係る払込み並びに本新株予約権の行使に必要な資金が調達可能であることを確認し、資金確認として問題ないと判断しました。

なお、上記極度貸付予約契約書には、上記カタリスト株式会社からの借入に伴い、松島正道氏が本件新株予約権の行使により取得する当社株式に質権を設定することに同意する旨が記載されていますが、カタリスト株式会社の取締役である田辺順一氏より、口頭で質権は設定しない旨の説明を受けております。

⑩岩見哲也氏

岩見哲也氏の払込資金の原資は借入金です。そのため、岩見哲也氏からは、長年の知人である上場会社の代表取締役との間の極度貸付予約契約書（返済期限は貸付日から3年間。本新株予約権の行使又は当社株式の購入代金に限定の記載あり）に基づき払込みが行われることを確認しております。また、借入先である上場会社の代表取締役の預金通帳の写しを受領して、預金残高を確認しております。本新株予約権の発行に係る払込み並びに本新株予約権の行使に必要な資金が調達可能であることを確認し、資金確認として問題ないと判断しました。

なお、上記の上場会社の代表取締役からの借入に伴い、岩見哲也氏が本件新株予約権の行使により取得する当社株式に質権を設定すること（質権者：上記の「長年の知人である上場会社の代表取締役」）に同意しております。

⑪吉岡勉氏

吉岡勉氏の払込資金の原資は借入金です。そのため、吉岡勉氏からは、本人が代表取締役を務める東北タツミ株式会社と極度貸付予約契約書（返済期限は貸付日から３年間。本新株予約権の行使又は当社株式の購入代金に限定の記載あり）に基づき払込みが行われることを確認しております。また、東北タツミ株式会社の預金残高を確認しております。本新株予約権の発行に係る払込み並びに本新株予約権の行使に必要な資金が調達可能であることを確認し、資金確認として問題ないと判断しました。

なお、上記の東北タツミ株式会社からの借入に伴い、吉岡勉氏が本件新株予約権の行使により取得する当社株式に質権を設定すること（質権者：東北タツミ株式会社）に同意しております。

⑫露木琢磨氏

露木琢磨氏からは、預金通帳の写しを受領して、口頭で自己資金である旨を確認しました。本新株予約権の発行に係る払込み並びに本新株予約権の行使に十分な財産を有することを確認し、財産確認として問題ないと判断いたしました。

⑬小島一郎氏

小島一郎氏からは、預金通帳の写し及び金融機関のWEBサイトの残高照会の写しを受領して、口頭で自己資金である旨を確認しました。本新株予約権の発行に係る払込み並びに本新株予約権の行使に十分な財産を有することを確認し、財産確認として問題ないと判断いたしました。

⑭山岸和仁氏

山岸和仁氏からは、口頭で自己資金及び親族からの借入により払込みが行われる旨を確認しました。山岸和仁氏及び親族の預金通帳の写し及び金融機関のWEBサイトの残高照会の写しを受領して、本新株予約権の発行に係る払込み並びに本新株予約権の行使に十分な財産を有することを確認し、財産確認として問題ないと判断いたしました。

⑮石黒雅芳氏

石黒雅芳氏の払込資金の原資は借入金です。そのため、石黒雅芳氏からは、口頭で親族からの借入により払込みが行われる旨を確認しました。親族の預金通帳等の写しを受領して本新株予約権の発行に係る払込み並びに本新株予約権の行使に必要な資金が調達可能であることを確認し、資金確認として問題ないと判断しました。

⑯清水修氏

清水修氏からは、預金通帳の写し及び金融機関のWEBサイトの残高照会の写しを受領して、口頭で自己資金である旨を確認いたしました。本新株予約権の発行に係る払込み並びに本新株予約権の行使に十分な財産を有することを確認し、財産確認として問題ないと判断いたしました。

⑰金恵氏

金恵氏からは、預金通帳の写し及び残高証明書の写しを受領して、口頭で自己資金である旨を確認しました。本新株予約権の発行に係る払込み並びに本新株予約権の行使に十分な財産を有することを確認し、財産確認として問題ないと判断いたしました。

v. 割当予定先の実態

当社は、割当予定先であるカタリスト、悠晴、AK Capital並びにその役員及び主要株主が、暴力団、暴力団員又はこれに準ずる者(以下、「暴力団等」といいます。)である事実、暴力団等が割当予定先の経営に関与している事実、割当予定先が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び意図して暴力団等と交流を持っている事実を有していないことを第三者機関である株式会社日本危機管理機構(住所: 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号代表取締役: 大久保秀幸、以下、「日本危機管理機構」といいます。)から受領した報告書にて確認しております。当該報告書においては、調査方法から調査結果に至るまでの過程についても記載しており、当社は、当該報告書が信頼に足るものと判断しております。

なお、割当予定先であるカタリストが資金借入れを予定している株式会社セブンダイアモンドについては、平成25年11月に当社が株式会社セブンダイアモンドより事業資金の借り入れを行った際に、株式会社セブンダイアモンド及び株式会社セブンダイアモンド代表取締役である齋藤武氏について暴力団等である事実を有していないことを関係機関に確認していること、その後も株式会社セブンダイアモンドと取引を継続的に続けていること、さらに直近においては日経テレコンのコンプライアンス調査により、株式会社セブンダイアモンド及び株式会社セブンダイアモンド代表取締役である齋藤武氏が暴力団等である事実、暴力団等が株式会社セブンダイアモンドの経営に関与している事実、株式会社セブンダイアモンドが資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び意図して暴力団等と交流を持っている事実を有していないことを確認しております。

また、Brilliance Hedge Fund Limited並びにBrilliance Target Fund Limitedにつきましては、Brilliance Hedge Fund Limited並びにBrilliance Target Fund Limitedの投資一任勘定委託先であるBrilliance Capital Management Pte. Ltd. の代表取締役である山田高広氏から、同社及びその役員が暴力団等とは一切関係がないことを聴取しており、また、Brilliance Capital Management Pte. Ltd. が特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係を持していない旨の確認書を受領しているほか、Brilliance Hedge Fund Limited並びにBrilliance Target Fund Limitedの他の出資者についても投資一任勘定委託先であるBrilliance Capital Management Pte. Ltd. の所在地であるシンガポールの規制に基づくアドミニストレーター(ファンドの各種事務及び管理代行業者)によるチェックを経て暴力団等との関わり等はないと判断された投資家である旨の口頭説明を受けており、加えて、当社が独自に行ったインターネット検索による同社に関する報道や評判等の調査結果も踏まえて、当社は、割当予定先であるBrilliance Hedge Fund Limited 並びにBrilliance Target Fund Limited の投資一任勘定委託先であるBrilliance Capital Management Pte. Ltd. が特定団体等と関わりがないものと判断しております。

また、個人の割当予定先である須田忠雄氏、幅田昌仲氏、瀧澤泰三氏、金恵氏、栗原寿生氏、小島一郎氏、田辺順一氏、松島正道氏、吉岡勉氏、露木琢磨氏、山岸和仁氏に関しましても、当人が暴力団等である事実、暴力団等が経営に関与している事実、当人が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び意図して暴力団等と交流を持っている事実を有していないことを日本危機管理機構から受領した報告書にて確認しております。

当社社員である岩見哲也氏、石黒雅芳、清水修氏は日経テレコンのコンプライアンス調査により、当人が暴力団等である事実、暴力団等が経営に関与している事実、当人が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び意図して暴力団等と交流を持っている事実を有していないことを確認しております。

なお、当社は、割当予定先が、反社会的勢力との関係がないこと、また、暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)に該当せず、かつ、特定団体等とは一切関係がないことを当社として確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

- vi. 株式貸借に関する契約
該当事項はありません。

(5) 株券等の譲渡制限

本新株予約権の譲渡につきましては譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認を必要としております。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを防げません。

(6) 募集後の大株主の比率

募集前(2018年9月30日現在)		新株式募集後		本新株予約権行使後	
カタリスト株式会社	22.62%	カタリスト株式会社	36.77%	カタリスト株式会社	21.81%
田辺 順一	9.74%	須田忠雄	9.52%	田辺順一	15.43%
株式会社スプラウト	8.50%	田辺順一	6.87%	須田忠雄	14.38%
株式会社悠晴	8.30%	株式会社スプラウト	5.99%	株式会社悠晴	12.21%
杉山 昌子	6.14%	株式会社悠晴	5.86%	幅田 昌伸	4.48%
幅田 昌伸	5.49%	杉山 昌子	4.33%	株式会社スプラウト	3.55%
株式会社ウォーターフィールド	4.90%	幅田 昌伸	3.87%	杉山 昌子	2.57%
株式会社やすらぎ	1.93%	株式会社ウォーターフィールド	3.46%	瀧澤 泰三	2.18%
株式会社埼玉遊楽	1.66%	株式会社埼玉遊楽	1.17%	株式会社ウォーターフィールド	2.05%
Akcapital株式会社	1.58%	Akcapital株式会社	1.12%	金 恵	1.49%

- (注) 1. 募集前の大株主及び持株比率は、2018年9月30日現在の株主名簿を基準としております。
2. 新株式募集後の大株主及び持株比率は、2018年9月30日現在の株主に、本新株式で交付される株式数(25,185,186株)を加算して計算しております。
3. 本新株予約権行使後の大株主及び持株比率は、新株式募集後の大株主及び持株比率に、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数(58,552,500株)を加算して計算しております。
4. 本第三者割当の割当予定先であるBrillance Hedge Fund Limited 及びBrillance Target Fund Limited、AK Capital の各割当予定先の保有方針は純投資であり、長期保有が見込まれないことから、募集後の大株主及び持株比率に反映しておりません。
5. 持株比率は、発行済株式総数に対する所有株式数の割合を記載しております。
6. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

以上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区日本橋二丁目7番1号
東京日本橋タワー4階 ベルサール東京日本橋 Room G



交通 「日本橋駅」(銀座線・東西線・浅草線) B 6 出口直結
「東京駅」(JR線・丸ノ内線) 八重洲北口徒歩6分
「三越前駅」(銀座線・半蔵門線) B 6 出口徒歩3分